

1 4 遊休農地対策関係

(1) 遊休農地対策事業には、どのような種類がありますか。

事業の目的

遊休農地は、病虫害や鳥獣被害等の発生源となり、周辺農地への悪影響や生産基盤の脆弱化、多面的機能や農村活力の低下を招く恐れがあることから、その再生利用は、本県農業の振興を図る上で重要な課題となっています。

このため、地域の話し合いを通じて遊休農地の発生防止と農業的利用の推進を図るとともに、それが当面難しい遊休農地については、粗放的利用による持続可能な農地の利活用を進めます。

補助事業の種類

遊休農地対策の主な事業には、以下の補助事業があります。

(1) 最適土地利用総合対策事業（農山漁村振興交付金）

中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援します。

(2) 遊休農地等再生対策支援事業

市町村等が策定する再生利用計画に基づき、作物生産等を再開するために行う遊休農地の再生作業等の取組を支援します。

(3) 遊休農地解消緊急対策事業

農地バンクが遊休農地を借受け、簡易な整備を行った上で、担い手に農地集積・集約化する取組を支援します。詳細は農地バンクへお問い合わせください。

(4) 農地耕作条件改善事業（14 農地耕作条件改善事業参照）

担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化を図るため、農地中間管理事業の重点実施区域等における、耕作条件の改善を実施する取組を支援します。

(5) 多面的機能支払事業（18（2）多面的支払交付金参照）

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮に向けて、地域ぐるみで取り組む農地や農業用水等の地域資源や農村環境の保全向上を図る共同活動を支援します。

1 4 遊休農地対策関係

(6) 中山間地域等直接支払事業(18(3)中山間等直接支払交付金参照)

中山間地域等における遊休農地等の発生防止、農業・農村の有する多面的機能を確保するため、農業生産活動等に対して支援します。

(2) 最適土地利用総合対策事業について教えてください。

事業の内容

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想図を作成するとともに、その実現に必要な農地保全のための活動経費、基盤整備や施設整備費等を支援します。

- (1) 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想を概定、農用地保全のための実証的な取組
- (2) 土地利用構想図に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備
- (3) 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動
- (4) 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置

実施要件

- (1) 市町村、農業者、地域住民が参画すること
- (2) 原則として、中山間地域等における複数集落を対象とすること
- (3) 地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地と粗放的利用を行う農地等に区分し、実証的な取組を行った上で、土地利用構想を事業開始から3年以内に策定すること
- (4) 農用地の粗放的利用の取組を1つ以上行うこと
- (5) 農用地保全に関する目標の達成に向けて取り組むこと
- (6) 5年間耕作又は粗放的利用を実施すること

交付率

1 ソフト定額

- (1) 土地利用構想の概定、実証事業及び土地利用構想の実現に必要な調査・計画に関する取組等：交付額上限 1,000 万円／年

1 4 遊休農地対策関係

(2) 粗放的利用体制整備 ※最大3年間

粗放的な利用等による農業生産：交付上限 10,000 円／10a

農業生産が容易な土地利用等：交付上限 5,000 円／10a

(3) 農用地保全等推進員の措置：交付上限 250 万円／年

2 ハード定率

55%等、交付上限 2,000 万円

事業実施期間

原則 2 年以上 5 年以内

事業主体

都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、地域協議会、地域運営組織、農地中間管理機構

(3) 遊休農地等再生対策支援事業について教えてください。

事業の目的

重要な地域資源である農地の有効活用を図るため、市町村等が策定した遊休農地等再生計画に基づき、地域の話し合いを通じて農業者等が、遊休農地を引き受けて作物生産等を再開するために行う遊休農地の再生等の取組を支援します。

事業の内容

1 遊休農地の再生事業

- (1) 草・灌木の刈払、樹木の伐採・抜根などの障害物除去、深耕、整地作業
- (2) (1) と併せて行う以下の内容
 - ・ 土壌改良費（土壌改良用資材代、運搬散布経費を含む）
 - ・ 種苗代（果樹、アスパラガス等の減価償却資産（所得税法施行令第6条）となるものは除く。また、事業により種苗を購入する場合は、事業実施期間内に植え付けまで行うこと。（植え付け労務費は除く））

2 農地を再生するため上記1に付帯して行う下記の条件改善整備

- (1) 暗きょ施工：暗きょ排水の設置
- (2) 客土：耕土厚の確保のための客土

※耕土厚は、田 15 c m、畑 20 c m以内の確保を限度としています。

補助要件

- (1) 事業実施主体は、集落を単位とした「遊休農地等再生計画」を策定すること。
- (2) 事業費が 10 a 当たり 3 万円以上、かつ 200 万円未満であること。
- (3) 取組者は、賃借権の設定・移転、所有権の移転又は農作業受委託によって遊休農地を引き受けて、再生作業等を行い、再生後、当該農地において 5 年間以上耕作を継続すること。

1 4 遊休農地対策関係

- (4) 取組者は、当該農地を荒廃させた直接の原因者でないこと。
- (5) 遊休農地等の解消を目的とした国及び県の補助金等の対象とならない農地であること。なお、過去に遊休農地等の解消を目的として、国、県の補助金等の交付を受けたことがないことを原則とする。

補助率

定率 1 / 2 以内 事業費 200 万円未満（補助額 1 0 0 万円未満）

事業主体

市町村、農業委員会、地域耕作放棄地対策協議会等